新潟市空気調和機器更新工事

補　助　金　交　付　要　綱

平 成２５年 ４月

新　　潟　　市

新潟市空気調和機器更新工事補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，新潟市補助金等交付規則（平成１６年新潟市規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（昭和４９年空騒第１７７号）第２条第２号に基づく助成の措置として，市長が同項の規定による補助事業者として交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　市長は，国土交通大臣が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和４２年８月１日法律第１１０号）（以下「航空機騒音防止法」という。）第８条の２の規定により新潟空港周辺に第１種区域を指定した際，現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は，建物の部分をいう。以下「住宅」という。）又は国土交通省航空局長（以下「国」という。）が定める対象区域及び期日に現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は，建物の部分をいう。以下「告示日後住宅」という。）について，それらの所有者又はそれらの住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下「対象者」という。）が，新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第２条に基づく住宅騒音防止対策工事（以下「防音工事」という。）により設置した冷暖房機，換気扇及びレンジ用換気装置（以下「空気調和機器」という。）の機能回復を目的とする工事（以下「更新工事」という。）を実施する場合は，予算の範囲内において補助金を交付する。

（更新工事）

第３条　空気調和機器の更新工事とは，次に掲げる工事をいう。

⑴ 防音工事の完了検査の日から１０年以上経過し，かつ，所要の機能が失われている場合に行うもの（以下「更新工事①」という。）

⑵ 更新工事①の完了検査の日から１０年以上経過し，かつ，所要の機能が失われている場合に行うもの（以下「更新工事②」という。）

⑶ 更新工事②の完了検査の日から１０年以上経過し，かつ，所要の機能が失われている場合に行うもの（以下「更新工事③」という。）

２　更新工事①，更新工事②及び更新工事③は，国が定めた住宅騒音防止工事設計基準，

住宅騒音防止工事標準仕様書及び更新工事運用方針に基づき実施する。

（補助金の交付の対象とする事業費及びその補助額）

第４条　補助金の交付の対象とする工事費は，対象者が更新工事を実施するために必要な費用で，その補助額は次に掲げる額とする。

事　　業　　費	補　　助　　額
国が定める基準額 （以下「基準額」という。）　以下の場合	工事費の全額
基準額を超える場合	基準額

（工事の申込み）

第５条　対象者は，更新工事を実施しようとする場合は，更新工事補助申込書（別記様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 冷暖房機故障状況報告（別記様式第２号）

(2) 住民票の写し

２　前項に規定する更新工事を申込む時に所有者と居住者が異なる場合は，申込書に相手方の同意を得るとともに，前項に掲げる書類のほか，賃貸住宅における確約書（別記様式第３号）に連署して提出しなければならない。

３　対象者は，第１項の申込みにあたり今後一部機器等の設置を辞退する場合は，更新工事設置機器省略に関する申出書（別記様式第４号）を提出するものとする。

（申込書の審査）

第６条　市長は，前条第１項の規定により更新工事の申込みがあった場合は，更新工事の補助対象であるかどうか冷暖房機故障状況報告の記載内容を確認した上で，故障の認定を行い，その結果を，当該対象者に審査結果通知書（別記様式第５号）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　更新工事の補助対象である旨の確認を受けた者（以下「補助決定者」という。）は，更新工事が完了した場合には，更新工事補助金交付申請書兼工事完了届（別記様式第６号）に，次に掲げる書類を添えて補助金の交付申請を行うものとする。

(1) 工事前・後の写真

(2) 工事内訳のわかる書類（見積書，請求明細書など）

(3) 領収書（原本）

(4) メーカー保証書（写し）

(5) 家電リサイクル券（写し）

2　補助決定者が，工事代金の支払いが困難な場合には，基準額の範囲内において，施工業者に対し補助金の請求及び受領に関する権限を委任することができる。この場合，領収書に代えて委任状（別記様式第７号）を添付するものとする。

3　第１項の規定による補助金の交付申請は，当該申請書によって規則第１３条の規定による補助金の実績報告があったものとする。

（補助金の交付決定通知及び額の確定通知）

第８条　市長は，補助金の交付申請書の提出があった場合には，規則第７条の規定により審査し，額の確定を行い，更新工事補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書（別記様式第８号）により通知するものとする。

（財産処分等の制限）

第９条　補助決定者は，補助事業により取得し，又は効用の増加した不動産及びその従物並びに空気調和機器を補助金交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け又は担保に供してはならない。ただし，補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して国土交通省が定める期間を経過した場合又は補助金の残存価格分を返納した場合は，この限りではない。

2　補助決定者は，当該住宅を譲渡するときは新所有者に，借家から転出するときは家屋所有者に，補助事業により施工した造作及び設置した空気調和機器の全てを承継しなければならない。

（補助金相当額の返納）

第１０条　補助決定者は，更新工事実施後に国の移転補償を受けることとなったときは，更新工事に要した補助金相当額分を市長に返納しなければならない。

2　前条第２項の規定に該当するときは，補助事業により施工した造作及び設置した空気調和機器の承継を受けた者が，更新工事に要した補助金相当額分を市長に返納しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，別に市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成元年１１月９日から施行し，平成元年４月１日以後に補助金交付の決定をした機能回復工事から適用する。

（経過措置）

２　第２条に定める者のほか，平成２４年１月２４日国土交通省告示第１０８号により航空機騒音防止法第８条の２に規定する第１種区域の指定を解除された区域内の防音住宅に居住する者が行う空調機器の更新工事については，平成２４年４月１日から平成３４年３月３１日まで次の表の左欄に掲げる区分に応じ，同表の右欄に定める額を補助するものとする。

工事費	補助金額
基準額以下の場合	工事費の５０％
基準額を超える場合	基準額の５０％

附　則

この要綱は，平成２年１月１２日から施行し，平成元年４月１日以後に補助金交付の決定をした機能回復工事から適用する。

附　則

この要綱は，平成２年８月２０日から施行し，平成２年８月２０日以後に補助金交付の決定をした機能回復工事から適用する。

附　則

この要綱は，平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１１年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１３年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１３年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１４年４月２６日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１７年６月１３日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年６月６日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年６月３０日から施行し，平成２２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２４年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年２月１８日から施行し，平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）

整理番号№＿＿＿＿＿＿

区域：対象区域／解除区域

更新工事補助申込書

（宛先）新潟市長

申込日	平成　年　月　日

申込者	住所	〒　　－				
	フリガナ		㊞	**連絡先**	自宅	－　　－
	氏名				携帯	－　　－

新潟市空気調和機器補助金交付要綱第５条の規定により，更新工事の助成を受けたいので，次のとおり申込みします。

記

１．工事を行う住宅について（該当するところに○印等を記載してください。）

世帯人数		人	**工事を行う部屋数**		室
工事住宅と申込者との関係		持家　借家　家主			
住宅構造	木造　鉄骨　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	**住宅の形態**	一戸建住宅　集合住宅		
家屋所有者 住所	〒		※ 申込者と同じ場合は記載の必要ありません。		
フリガナ		**連絡先**	自宅	－　　－	
氏名			携帯	－　　－	
居住者（代表） 住所	〒		※ 申込者と同じ場合は記載の必要ありません。		
フリガナ		**連絡先**	自宅	－　　－	
氏名			携帯	－　　－	

２．確認事項

次の事項を確認のうえ，□に✓を記入してください（☑がない場合は，申込書の受付ができません）。

□　本申込書と冷暖房機故障状況報告には虚偽の記載をしていません。また，虚偽の記載が判明し，新潟市長から補助の取り消し及び補助金返還の求めがあった場合には応じることを確約します。

□　本人及びその世帯に暴力団又は暴力団等と関係を有する者はいません。また，必要に応じて，市が警察に照会する場合は，別途必要な書類の提出を行います。

３．添付資料（□に✓を記載する）

□住宅の間取り平面図（裏面）　□冷暖房機故障状況報告　□賃貸住宅における確約書

□住民票（世帯全員分）　□受給証明書（生活保護世帯）

※ 文字等を訂正した場合は，訂正印（認印）を押印ください。

４．住宅の間取平面図（ボールペン等で記載してください。鉛筆は不可です。）

各階の間取平面図を記載し，「赤色」で①機器の更新を希望する部屋　②部屋の大きさ（○帖）　③エアコンの室内機・室外機，換気扇等の設置場所　を明示してください。

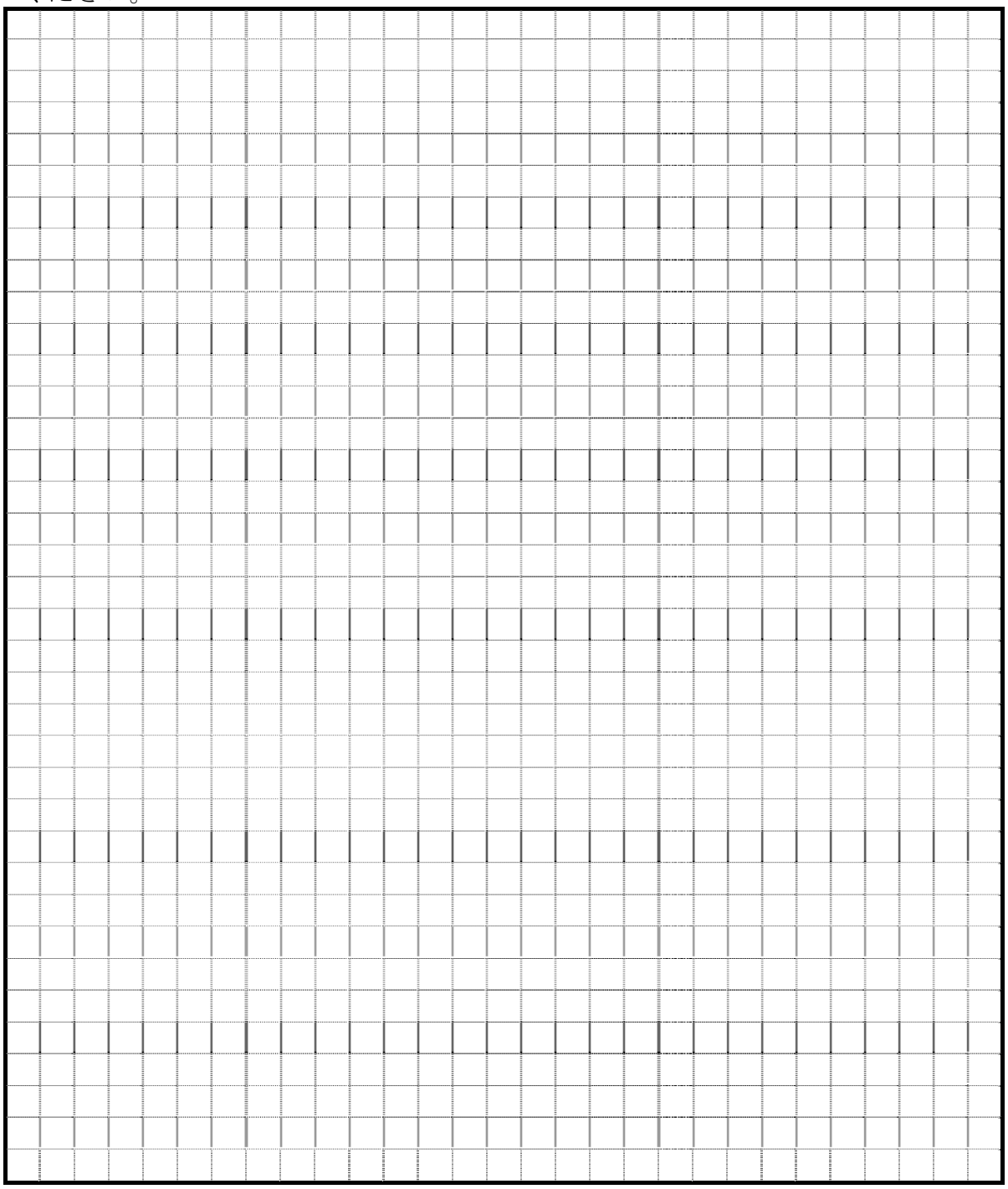

(1) 先回の更新工事から今回の更新工事までについて（該当するところに○印を付けてください。）

① 先回の更新工事から間取りの変更を行いましたか。	有 ・ 無
② ①で有の場合，間取りを変更した理由	建替え ・ 増築 ・ 一部改築

※　購入した防音住宅を建替・改築した場合や建替・改築した住宅を購入した場合は，助成の対象となりません。

(2) 更新する台数について（該当するところに台数を記入してください。）

冷暖房機	**6帖**用　　台	**8帖**用　　台	**10帖**用　　台	**12帖**用　　台
換 気 扇	台		**レンジ用換気扇**	台

※　文字等を訂正した場合は、訂正印（申込者印）を押印ください。

別記様式第２号（第５条関係）

冷暖房機故障状況報告

申請者	

住宅防音工事又は更新工事で設置した冷暖房機（エアコン）が，設置後 10 年以上経過し、本体に次のような不具合が発生していますので報告します。

■　前回の助成で設置したエアコンで，今回，更新工事を希望する部屋名を□内に記入し，下記の項目にお答えください（記載例：1 階和室，2 階洋室など)。

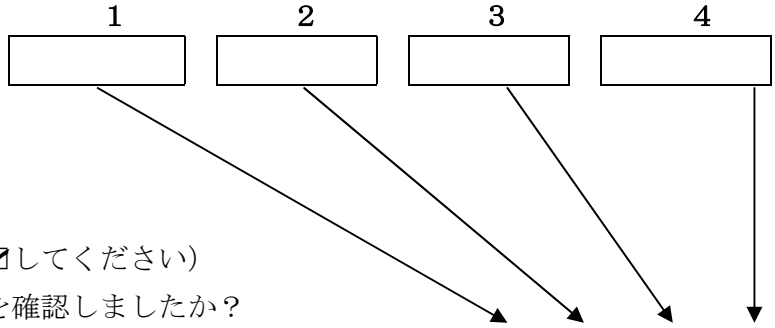

１．運転前・故障の確認（必ず☑してください）

製品取扱説明書で故障状況を確認しましたか？

・リモコンの電池が切れている，電池の＋－を確認
・電源プラグの差し込みを確認
・ブレーカー落ちを確認
・フィルターの汚れ，清掃を確認
・風速が微風等の「微弱」になっていないことを確認

	1	2	3	4
	□	□	□	□

２．運転の不具合（該当する□に✓を記入しれてください）

	1	2	3	4
①　運転スイッチを入れても作動しない。	□	□	□	□
②　運転音がうるさくなった。	□	□	□	□
③　運転震動が起こる。	□	□	□	□
④　運転中に時々停止する。	□	□	□	□
⑤　電気代が以前に比べ大幅に増えた(　　kW/月→　　kW/月)。	□	□	□	□

３．冷暖房の不具合（該当する□に✓を記入しれてください）

	1	2	3	4
①　冷暖房が効かない（又は，風量のみである)。	□	□	□	□
②　冷暖房の切り替えができない。	□	□	□	□
③　風量の調整ができない。	□	□	□	□
④　風向きを変えることができない。	□	□	□	□

４．その他（室外機や架台の腐食，転倒の危険性などの不具合を具体的に記載してください）

〔　　〕

別記様式第３号（第５条関係）

賃貸住宅における確約書

（宛先）新潟市長

年　　月　　日

家屋所有者
住　所
氏　名　　印
連絡先　　－　　－

借　家　人
住　所
氏　名　　印
連絡先　　－　　－

※　家屋所有者及び借家人が，それぞれ署名捺印してください。

更新工事に伴い設置される空気調和機器について，下記の条項に基づき家屋所有者と借家人が誠意をもって履行することを確約します。

記

１　本事業により設置した機器については，当該住宅の附属物として設置されているものであり，借家人は転出時に家屋所有者に引き渡します。この場合において，家屋所有者は補助金交付条件に規定する補助資格の一切を継承します。

２　本事業により設置した機器の所有権及び負担金の取扱い，借家人転出時の機器の取扱い，その他本助成事業の実施に関し必要となる事項については，互いに話し合い了解済であり，今後において疑義が生じた場合にも互いに協議し取り決めます。

３　家屋所有者が，将来国の移転補償を受けることとなった場合には，本工事に要した補助金相当額分について，家屋所有者が新潟市長に返納します。

別記様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

申　請　者　　住　所

氏　名　　印

（申請者と異なる場合は記名，押印願います。）

家屋所有者　　住　所

氏　名　　印

更新工事設置機器省略に関する申出書

住宅騒音防止工事に伴い設置された空気調和機器の更新工事の施工にあたり，下記のとおり機器設置を辞退します。

なお，辞退した機器が故障した場合は，当方で取り替える等の措置を取ることを念のため申し添えます。

記

設置対象機器	設置対象台数	設置辞退台数
冷暖房機（屋内機）	台	台
冷暖房機（屋外機）	台	台
空調換気扇	台	台
レンジ用換気扇	台	台

別記様式第５号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長
（担当　　）

審　査　結　果　通　知　書

年　　月　　日付で申込みのあった更新工事について，審査の結果，補助事業対象であると確認されましたので，新潟市空気調和機器更新工事補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

補助金上限額等は下記のとおりです。

なお，付帯工事など工事内容により補助上限額が変更になります。

記

１　区　　域　　騒音対策　対象区域（解除区域）

２　補助上限額　　円（対象機器ごとの合計額）

３　対 象 内 訳　　更新工事　　（単位：円）

対象室	空調機等	基準額（工事費の補助上限額）
合　　計		

注１　解除地域は，工事費の２分の１で基準額（工事費の補助上限額）までが補助金の上限額です。

注２　対象機器ごとの基準額（工事費の補助上限額）が補助金の上限額となります。

注３　基準額には，本体＋取付工事＋撤去工事（家電リサイクル料を含む）＋消費税が含まれます。

注４　空調機の配管延長や室外機の屋根置きなどの付帯工事費が必要な場合は，別途加算されます。また，換気扇工事等を省略した場合は，減額されます。更新工事を実施した内容によって補助金額が変更になります。

別記様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住　所
氏　名　　印
連絡先　　－　　－

更新工事補助金交付申請書兼工事完了届

空気調和機器の更新工事を下記のとおり完了したので，新潟市空気調和機器更新工事補助金交付要綱第７条により，次のとおり申請します。

記

１．事業内容及び補助金額

補助事業の内容	空気調和機器の更新工事		
住宅の所在地	新潟市		
居住者氏名（代表者）		世帯人数	人
補助事業の工事額	工　事　費　　円		
補助金交付申請額	補助申請額　　円		
補助金以外の経費	補助金以外の額　　円		
同上負担者			
工事着手 年月日	年　　月　　日		
工事完了 年月日	年　　月　　日		
工事請負業者名			
補助金振込先金融機関		本店･支店名	
種別・口座番号	普通(総合)・当座	口座番号	
口座名義人氏名(申請者と同じ)		フリガナ	

２．確認事項

次の事項を確認のうえ，□に✓を記入してください（☑がない場合は，補助対象に該当しないため，交付決定等ができません）。

□　工事を行った室については，相当の期間引き続き居住の用に供します。

□　上記の空気調和機器の更新工事は，適正に施工され，全ての機器の動作確認を行い，正常であることを確認しました。また，施工業者から取扱説明を受け，機器保証書，取扱説明書その他付属品一式を受け取りました。

□　本申請書及び添付資料には虚偽の記載をしていません。また，虚偽の記載が判明し，新潟市長から補助の取り消し及び補助金返還の求めがあった場合には応じます。

３．添付資料（□に✓を記載する）

□　工事前・後の写真（室内機・屋外機・換気扇・屋外換気口）

□　工事内訳のわかる書類（工事平面図，見積書，請求明細書など）

□　領収書（原本）又は委任状

□　メーカー保証書（写し）

□　家電リサイクル券（写し）

別記様式第７号（第７条関係）

委　　任　　状

金　　額	金　　円
委　任　者	住所
	氏名　　印

私は，上記記載の新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業補助金の請求及び受領に関する権限を下記記載の受任者に委任します。

記

受　任　者	住所
	氏名（法人名･代表者名） 印（会社印・代表者印）
年　月　日	

振込先金融機関		本店・支店	
種　別	普通(総合)・当座	口座番号	
口座名義人			
フリガナ			

別記様式第８号（第８条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新潟市長　　印
（担当　　）

更新工事補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった更新工事補助金については，新潟市空気調和機器更新工事補助金交付要綱第８条の規定により，次のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　補助事業の名称　　新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業「更新工事　」
２　交付決定額　　円
　　兼確定額
　　内訳　工事費　　円
３　補助金以外の
　　経費の負担額　　円
４　補助事業の　　更新工事補助金交付申請書記載のとおり
　　目的及び内容
５　交付の条件

(1) 善良な管理者の注意義務をもって補助事業を遂行すること。

(2) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに空気調和機器を，市長の承認を受けないで，補助金交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし，補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して国土交通省が定める期間を経過した場合はこの限りではない。

(3) 将来国の移転補償を受けることとなった場合には，家屋所有者が更新工事に要した補助金相当額分を返納するものとする。

(4) 補助決定者は，住宅の譲渡をするときは新所有者に，借家から転出するときは家屋所有者に対し，この補助事業により施工した造作及び設置した空気調和機器について，本交付条件に規定する補助資格とともに譲渡しなければならない。

(5) 上記補助金の算定の根拠となった工事費に対応する住民負担額については，工事業者にその全部又は一部を負担させてはならない。

(6) この補助事業にかかる証拠書類は，当該補助事業の完了の翌年度の４月１日から５年間保存しなければならない。